

事業主様
保険事務担当者様

ダイハツ系連合健康保険組合

「子ども・子育て支援金」の開始について（お知らせ）

平素は当健康保険組合の運営に格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
令和8年度より、国の政策として「子ども・子育て支援金制度」がスタートします。
つきましては、下記をご確認いただき、準備・対応いただきますようよろしくお願いいたします。

記

1. 制度の趣旨

- ・社会連帯の理念を基盤とし、こどもや子育て世帯を、全世代・全経済主体が支える仕組み
- ・児童手当の抜本的拡充など、こども・子育て政策の給付拡充を図る

2. 制度の名称・納付方法

- (1) 名 称 : **子ども・子育て支援金** 【「こども未来戦略」（令和5年12月22日閣議決定）に基づく】
※現在、事業主が全額負担し日本年金機構に納付している「子ども・子育て
拠出金（0.36%）」とは別の新しく創設された制度です。

- (2) 納付方法 : **健保組合へ納付**（健康保険料・介護保険料と合わせて納付）
※国が決定した負担額を健保組合が徴収・国への納付を行います。
健保組合は代行徴収的な位置づけとなっています。

3. 開始時期と制度開始からの流れ

- (1) 開始時期 : **令和8年4月分保険料から**
(2) 制度開始初月の流れ（予定）

			令和8年4月			令和8年5月																															令和8年6月									
担当	項目	実施事項	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	1	2	3	4	5				
事業主様	子ども・子育て支援金	給与から徴収																																												
		会社から拠出																																												
従業員	在籍基準	月末時点																																												
健保組合	国の事務代行	徴収納付手続き																																												

- ①健保組合からの徴収依頼 ⇒ 納付書送付（初回令和8年5月13日頃）
②従業員給与からの控除 ⇒ **令和8年5月分給与から控除開始**
③毎月末までに健保組合へ納付（負担割合は事業主・従業員折半の見込）

4. 注意とお願い

- (1) 支援金の負担率は**令和8年2月末頃**決定します。※現在は、国の支援率が示されていません
(2) 従業員のみなさま（年齢に関係なく全従業員が対象）への周知をお願いします。※別紙パンフレットをご活用ください。
(3) 給与システム変更等の準備・対応をお願いします。

以上

ご不明点などは健康保険組合適用係まで（TEL06-6371-1453・メール:mail@daihoken.jp）